

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その１）

		事業年度	・	・	法人名		
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細				
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			事業年度	控除未済外国税額等 ^⑮	当期控除額 ^⑯	翌期繰越額 ^{⑮－⑯} ^⑰	
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 ^① （別表1の⑦）	円	・	・	円	円	
	前3年以内の控除限度額を超える外国税額（別表1の⑲） ^②		・	・			
	計 ^{①＋②} ^③		・	・			円
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 ^④ （別表1の①、同表の⑦又は（同表の①＋同表の②＋同表の③））		・	・			
	外国税額のうち④の額を超える額 ^{③－④} ^⑤		・	・			
	道府県民税の控除限度額 ^⑥ （別表1の④）		・	・			
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表1の⑳） ^⑦		・	・			
	計 ^{⑥＋⑦} ^⑧		・	・			
	当期分の控除外国税額 ^⑨ （⑤又は⑧のうち少ない額）		・	・			
	⑨又は当初申告税額控除額 ^⑩		・	・			
前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ^⑪							
法第53条第42項により控除できる金額（別表7（その1）の⑧） ^⑫			当期分				
当期分として算定した法人税割額 ^⑬ 又は第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式（その2）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第6号様式（その3）の⑦－⑧＋⑨－⑩ ^⑬					円	円	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額 ^⑭ （⑬若しくは⑩＋⑪＋⑫のうち少ない額又は⑫） ^⑭			計 ^⑮				
各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細							
事務所又は事業所		従業員数又は補正後の従業員数	控除すべき外国税額等 ^⑮	各道府県ごとに算定した法人税割額 ^⑯	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑮又は⑯のうち少ない額） ^⑰		
名称	所在地						
		人	円	円	円		
合 計				⑰	⑱		

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

外国の法人税等の額の控除
に関する明細書（その２）

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

第七号の様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無			有・無	前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細			
政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無			有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算					円	円	
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 （別表1の⑥） ①	円		・	道府県税		
				・	市町村民税		
				・	市町村民税		
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額（別表1の⑮） ②			・	道府県税		円
				・	市町村民税		
				・	市町村民税		
	計 ①＋② ③						
当期分の 控除 外国 税額	国税の控除限度額 （別表1の①、同表の⑥又は同表の①＋同表の②） ④			・	道府県税		
	外国税額のうち④の額を超える額 は上段に、④と⑥の合計額を超える 額は下段に ⑤			・	市町村民税		
	道府県民税の控除限度額 （別表1の③） ⑥			・	道府県税		
	市町村民税の控除限度額 （別表1の④） ⑦			・	市町村民税		
	前3年以内の控除余裕額のうち当期加算額 （別表1の⑫は上段に、⑬は下段に） ⑧	（イ） （ロ）		・	道府県税		
				・	市町村民税		
	計 （⑥＋⑧（イ）は上段に、⑦＋⑧（ロ）は下段に） ⑨			・	道府県税		
	当期分の控除外国税額 （⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩	（イ） （ロ）		・	市町村民税		
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		（イ） （ロ）		計 ⑪ ⑫	道府県税		
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		（イ） （ロ）			市町村民税		
法第53条第42項及び第321条の8第42項に より控除できる金額（別表7（その2）の⑧） ⑬		（イ） （ロ）			市町村民税		
当期分として算定した法人税割額 ⑭若しくは ⑮又は第6号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第6号様式（その2）の⑦ －⑧＋⑨－⑩若しくは第6号様式（その3）の⑦－⑧＋⑨－⑩ ⑭				当期分	道府県税		
					市町村民税		
					市町村民税		
当期において控除する外国税額及び税額控除 不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬） のうち少ない額又は⑮及び⑯） ⑮				翌期繰越額計	道府県税		
					市町村民税		
					市町村民税		

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細										
事 務 所 又 は 事 業 所			従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額等 ⑰	各都道府県ご とに算定した 法人税割額 ⑳	各都道府県ご とに控除する 外国税額等(⑰ 又は㉑のうち 少ない額) ㉑	従業員数 又は補正 後の従業員 者数	各市町村ご とに控除すべ き外国税額等 ㉒	各市町村ご とに算定した法 人税割額 ㉓	各市町村ご とに控除する外 国税額等(㉒ 又は㉓のうち 少ない額) ㉔
	名 称	所 在 地								
特 別 区 以 外			人	円	円	円	人	円	円	円
	小 計			㉕				㉖		
特別 区				㉗(⑰(イ)+⑱(イ)+ ㉓(イ))-㉕)				㉘(⑰(ロ)+⑱(ロ)+ ㉓(ロ))-㉕)		
合 計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
				控除未済繰 越額 ㉚-㉛ ㉞			控除未済繰 越額 ㉜-㉝ ㉞			